第１号様式の２

誓　約　書

東 京 都 知 事　　殿

東京都ＬＰガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第４条第１項の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、次の各号に掲げる事項について誓約いたします。

一　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和３年６月18日付20210531保局第５号）９．（２）③(ⅰ)又は（ⅱ）の基準により流出防止等の措置を行う際に使用する機器について、１メートル以上の浸水のおそれがある地域（都内に限る。）における全ての一般消費者等への供給設備（既設のものに限る。）に設置するよう努めること。

二　当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第16条第１項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じること。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意すること。

年　　月　　日

住　所

氏　名

＊　法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、次の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者